第２　特定地方公共団体の行う無料職業紹介事業

１　事業開始の通知手続

(1) 無料職業紹介事業の通知

イ　無料職業紹介事業を行う場合においては、特定地方公共団体の所在地を管轄する労働局（以下「管轄労働局」という。）を経て厚生労働大臣に対して特定地方公共団体無料職業紹介事業通知書（参考様式第１号）により、無料職業紹介事業を実施する又は実施している旨の通知を行うことが必要である。

通知に当たっての主な必要な事項は、次のとおりである。

(ｲ)　特定地方公共団体の名称

(ﾛ)　無料職業紹介事業を行う事業所の名称及び所在地

(ﾊ)　無料職業紹介事業の開始年月日又は開始予定年月日

(ﾆ)　担当者の職名、氏名及び電話番号

(ﾎ)　法の施行地外の地域における求人又は求職の申込について取次を行う機関を利用する場合における当該取次機関の名称、住所及び事業内容

(ﾍ)　地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 38 条の６第１項（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 50 条の２において準用する場合を含む。）に規定する退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置（※）として無料職業紹介事業を行う場合は、その旨。

（※）「退職管理の適正を確保するため」の措置とは、地方公務員法第 38 条の６第１項（地方独立行政法人法第 50 条の２において準用する場合を含む。）において、「地方公共団体は、国家公務員法中退職管理に関する規定の趣旨及び当該地方公共団体の職員の離職後の就職の状況を勘案し、退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置」とされている。

(ﾄ)　法第 29 条第３項の規定により取扱職種の範囲等を定める場合における当該取扱職種の範囲等

なお、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成 28 年法律第 47 号）による改正前の法第 33 条の４第１項の規定に基づき届出を行い無料職業紹介事業を行っている地方公共団体については、法の施行に伴い特定地方公共団体とみなすこととしていることから、事業に際しての通知を行う必要はない。

また、特定地方公共団体が自ら求人・求職を受理せず、求人・求職の申込みを勧誘する業務、許可を受け又は届出をした職業紹介事業者への求人・求職を全数送付する業務のみを行う事業所については、無料職業紹介事業の通知は不要である。ただし、当該事業所で求人・求職の受理等職業紹介の全部又は一部が行われた場合であって、通知が行われないままである場合には、法第 29 条第２項違反となるので留意すること。

○地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）（抄）

（地方公共団体の講ずる措置）
第38条の６　地方公共団体は、国家公務員法中退職管理に関する規定の趣旨及び当該地方公共団体の職員の離職後の就職の状況を勘案し、退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置を講ずるものとする。
２　略

○地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律による改正後の地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）（抄）

（役員の退職管理）
第50条の２　地方公務員法（昭和25年法律第261号）第８条第１項（第４号に係る部分に限る。）及び第38条の２から第38条の７までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）並びに同法第60条（第４号から第８号までに係る部分に限る。）及び第63条の規定は、役員又は役員であった者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

ロ　特定地方公共団体の範囲

特定地方公共団体には、都道府県、市町村及び特別地方公共団体（東京都における特別区及び地方自治法第 284 条に規定する一部事務組合等）が含まれる。

（注）地方自治法
第１条の３　地方公共団体は、普通地方公共団体及び特別地方公共団体とする。
２　普通地方公共団体は、都道府県及び市町村とする。
３　特別地方公共団体は、特別区、地方公共団体の組合及び財産区とする。

第284条　地方公共団体の組合は、一部事務組合及び広域連合とする。

ハ　特定地方公共団体の区域

特定地方公共団体が行う無料職業紹介事業において取り扱うことができる求人は、必ずしも当該特定地方公共団体の区域内の求人に限られものではなく、区域外の求人であっても差し支えないこととし、区域外の求職者にあっても同様とする。また、事業所に関しても、必ずしも当該特定地方公共団体の区域内に所在する必要はない。

特定地方公共団体は、無料職業紹介事業を実施するにあたっては、少なくとも一の事業所を有する必要があるが、就職面接会を開催する場合など、通知された事業所以外の場所を臨時的に活用した職業紹介事業の実施も認められる。

なお、通知された事業所以外の場所を恒常的に利用して無料職業紹介事業を行う場合には事業所を新設したことの通知が必要であることに留意すること。

ニ　通知はその長（都道府県にあっては知事、市町村にあっては市町村長）が行うものであり、通知書の通知者欄には代表者の氏名（都道府県にあっては知事名、市町村に

あっては市町村長名）を記載する必要がある。

また、特定地方公共団体として複数の担当部局が複数の事業所において無料職業紹介事業を行う場合、それぞれの事業所の名称・所在地等必要事項を記載する必要がある。

ホ　特定地方公共団体の行う無料職業紹介事業（無料職業紹介の全部又は一部を民間職業紹介事業者等に委託して実施する場合を除く。）における事業所の名称については、法の趣旨に鑑み、安定所の愛称である「ハローワーク」の文言を名称に用いても差し支えないが、用いる場合には必ず「ハローワーク」の文言の前に当該特定地方公共団体名を用いて特定地方公共団体が行う無料職業紹介事業の事業所である旨が明確であり、安定所とは誤認されないもの（※）となるよう、周知徹底を図ること。

（※）「○○県版ハローワーク」、「○○市立ハローワーク」等であれば差し支えないが、安定所の一般的な名称として利用されている「ハローワーク○○」のように、ハローワークの文言の後ろに地域名を用いることは認められない。

(2) 通知書の提出部数

特定地方公共団体無料職業紹介事業通知書は正本１部及びその写し２部を提出するよう依頼すること。

(3) 管轄労働局の行う事務

イ　通知書を受理したときは、通知書の写しに通知受理番号及び通知受理年月日を記載するとともに、当該写しに次の記載例により特定地方公共団体無料職業紹介事業通知書が受理された旨を記載し、写し一通を通知者に対して控えとして交付する。

〔記　載　例〕

職業安定法第29条第２項の規定による、　年　月　日付けの特定地方公共団体無料職業紹介事業通知書については上記、通知受理番号、通知受理年月日により受理した。

また、通知書に必要事項が記載されていない等の場合は次の様式により、無料職業紹介事業の通知を訂正することを求める旨の書面を作成し、当該通知者に対して交付する。

（日本工業規格Ａ列４）

年　　月　　日

殿

厚　生　労　働　大　臣　　印

年　月　日付けの特定地方公共団体無料職業紹介事業通知書 については、○○○○（事業所所在地　等）が記載されていないため、法第29条第２項に基づく通知を訂正の上、改めて書面の提出を求める。

イの通知受理番号の付与に当たっては、「労働局番号」と「地」と「６桁の数値で通知受理の順序に基づき付与する数値」の組み合わせにより行うこと（※）。なお、改正前の法第 33 条の４第１項の規定に基づき届出を行っている地方公共団体については、引き続き届出受理番号を使用する。

（※）「13－地－000023」等。

ロ　通知を受けた特定地方公共団体管轄労働局は、通知を受けた特定地方公共団体の名称、通知受理番号、通知年月日等について、ハローワークシステム内の需給調整機能に情報入力する。その後、入力された情報は人材サービス総合サイトに掲載されることとなる。

ハ　通知書を受理した管轄労働局においては、通知書の写し１部を保管するとともに、正本１部を本省に送付するものとする。また、職業紹介を行う事業所の所在地が管轄労働局以外の労働局の管轄地にある場合には、その事業所を管轄する労働局（以下「事業所管轄労働局」という。）に連絡文を添えたうえで通知書の写し１部を送付するものとする。

２　通知内容の変更手続

(1) 無料職業紹介事業の変更の通知

無料職業紹介事業の通知内容に変更が生じた場合においては、原則として、管轄労働局を経て厚生労働大臣に対して特定地方公共団体無料職業紹介事業変更通知書（参考様式第２号）により通知を行うことが必要である。

変更の通知を要する事項は、次のとおりである。

イ　名称の変更

ロ　無料職業紹介事業を行う事業所の名称の変更

ハ　無料職業紹介事業を行う事業所の所在地の変更
ニ　無料職業紹介事業を行う事業所の新設（事業所における無料職業紹介事業の開始）
ホ　無料職業紹介事業を行う事業所の廃止
ヘ　無料職業紹介事業の開始年月日又は開始予定年月日の変更
ト　担当者の職名、氏名及び電話番号の変更
チ　退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置として無料職業紹介事業を行うことの有無の変更
リ　無料職業紹介事業を行う事業所の取扱職種の範囲等の変更
ヌ　無料職業紹介事業の行う事業所の取次機関の変更

なお、上記ロ～ヌの変更事項については、当該変更に係る事業所の事業所管轄労働局（ハの変更の場合は変更後の住所を管轄する労働局）へ通知することも差し支えない。

(2) 通知書の提出部数

特定地方公共団体無料職業紹介事業変更通知書（参考様式第２号）を正本１部、写し２部作成し、管轄労働局又は事業所管轄労働局に提出するよう依頼すること。

なお、変更の通知については、複数の事項の変更を１枚の通知書により行うことができる。

(3) 管轄労働局の行う事務

イ　（１）のイに掲げる事項以外の事項の変更に係る通知を受理したときは、管轄労働局は当該変更に係る通知については、事業所を管轄する労働局（当該変更により事業所を管轄する労働局が変更になる場合にあっては、変更後の事業所を管轄する労働局）に対して、特定地方公共団体無料職業紹介事業変更通知書の複写を送付する等により連絡するものとする。

なお、（１）のイに掲げる事項以外の事項に係る変更の届出については、当該変更に係る事業所を管轄する労働局に提出される場合もあるが、この場合、当該事業所を管轄する労働局は、通知書の写し１部を管轄労働局へ送付し、管轄労働局において事業所台帳等の補正又は整備を行うものとする。

ロ　職業紹介事業を行う事業所の新設に係る通知

（１）のニに掲げる事項の変更の通知を受理したときは、管轄労働局は、事業所台帳等を補正又は整備するとともに、特定地方公共団体無料職業紹介事業変更通知書の複写に、連絡文を添えて当該変更に係る事業所を管轄する労働局に送付する。

なお、（１）のニに掲げる事項の変更の通知については、当該変更に係る事業所を管轄する労働局に提出される場合もあるが、この場合、当該事業所を管轄する労働局は、通知書の写し１部に連絡文を添えて、管轄労働局へ送付する。

３　事業廃止通知手続

(1) 無料職業紹介事業の廃止の通知

イ　廃止の通知

事業を廃止したときは、特定地方公共団体は管轄労働局に通知をしなければならない。

ロ　通知書の提出部数

特定地方公共団体無料職業紹介事業廃止通知書（参考様式第３号）を正本１部、写し２部作成し、管轄労働局に提出するよう依頼すること。

(2) 通知の効力

(1)の通知により、当該特定地方公共団体において無料職業紹介事業は行っていないものと取り扱うこととなるので、当該廃止の通知の後、再び無料職業紹介事業を行おうとするとき又は開始した場合は、新たに無料職業紹介事業の通知を厚生労働大臣にする必要がある。

(3) 特定地方公共団体の合併に係る取扱い

特定地方公共団体が新設合併を行った場合には、廃止の通知と開始の通知を行う必要がある。また、特定地方公共団体が編入合併を行った場合には、消滅する特定地方公共団体は廃止の通知を行う必要がある。

(4) 管轄労働局の行う事務

管轄労働局は、通知書の写しに通知書受理年月日を記載し、通知者に対して控えとして交付し、通知書の写し１部を保管するとともに、正本１部を本省に送付するものとする。また、事業の廃止が事業所管轄労働局に関わる場合には、連絡文を添えたうえで通知書の写し１部を事業所管轄労働局へ送付するものとする。

４　名義貸しの禁止

法は、地方公共団体が公的な機関であることを踏まえ、特定地方公共団体を他の職業紹介事業を実施する者とは異なる位置づけとするものであることから、名義の貸与や借用は認められない。このため特定地方公共団体が実際に事業を行うものであるかどうかに留意する必要がある（法第 29 条の３）。

５　職業紹介事業の取扱職種の範囲等

(1) 通知者の手続

イ 通知内容

特定地方公共団体は、無料職業紹介事業において取り扱う職種の範囲その他業務の範囲（以下「取扱職種の範囲等」という。）を定めたとき及びこれを変更したときは、管轄労働局を経て厚生労働大臣へ通知しなければならない。

取扱職種の範囲等は事業所ごとに定めることも可能であるが、この通知を行っていない事業所は、法第５条の６の規定による求人受理義務、法第５条の７の規定による求職受理義務が全職業・全地域の求人・求職について課されるものであるので留意すること。

（※）国外にわたる職業紹介に関する要件

職業紹介事業の取扱職種の範囲等の届出を行っていない場合、又は職業紹介事業の取扱職種の範囲等の届出を行っているが、職業紹介事業を行う地域について定めていない場合において、相手先国に関する書類及び取次機関に関する書類を提出していないときは、申請者においては、国内の求人・求職のみを取り扱うものとして取り扱う。

(ｲ)　取り扱う職種の範囲を定める場合における取扱職種名の記載については、原則として令和４年度版厚生労働省編職業分類の中分類によるものとする。

なお、職種以外の事項について、取り扱う範囲を定める場合には、法第５条の６及び法第５条の７第１項の趣旨に鑑み、取り扱う範囲に該当するか否かが客観的かつ明確に判断できるものである必要があること。

(ﾛ)　日本国内で取扱い地域の範囲を限定する場合には、原則として都道府県名又は都道府県名及び市区町村名を用いることとし、国外にわたる職業紹介を行う場合の相手先国名については、原則として、以下の(2)によることとする。

上記(ｲ)、(ﾛ)により取扱職種の範囲等を定めた場合には、第２の１(1)のハの規定にかかわらず法第５条の６及び法第５条の７第１項の規定は、その範囲内に限り適用するものとし、また、範囲外の求人の申込み及び求職の申込みを取り扱ってはならない。

(2) 国外にわたる職業紹介を行う場合の取扱い

国外にわたる職業紹介を行う場合の相手先国を定めたときは、特定地方公共団体無料職業紹介事業通知書（参考様式第１号）又は特定地方公共団体無料職業紹介事業変更通知書（参考様式第２号）に、上記(1)により当該取扱職種の範囲を定めるとともに、相手先国名については、外務省が作成している各国・地域情勢に記載された名称を用いることとする。

(3) 取扱職種の範囲等の届出等に係る留意事項

イ　取扱職種の範囲等の限定が認められるものの例

不当な差別的取扱いに当たらず、取扱職種の範囲等の限定が認められる例として、以下のものがあげられる。

a 職業

事務的職業、法人・団体役員、飲食物調理の職業、林業の職業など

b 地域

国内、大阪府、中部地方など

c 賃金

時給 1,500 円以上の求人、月給 35 万円以上の求人など

d その他

(a) 紹介予定派遣に関するもの、母子家庭の母等、中高年齢者、障害者、合法的に在留する外国人、本校所定の課程を修了した者など

(b) 法第５条の６の規定により特定地方公共団体が求人不受理とすることができる求人者に該当する旨の自己申告があった求人者からの求人は取り扱わない。

(4) 取扱職種の範囲等の明示との関係（法第 29 条の４、職業安定法施行規則（昭和 22 年労働省令第 12 号。以下「則」という。）第 17 条の７）

次に掲げるものについて、求人者及び求職者に対して、原則として求人の申込み又は求職の申込みを受理した後、速やかに書面の交付の方法、ファクシミリを利用する方法又は電子メールその他のその受信する者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第２条第１号に規定する電気通信をいう。以下「電子メール等」という。）を利用する方法により明示しなければならない。

イ　取扱職種の範囲等

ロ　有料職業紹介事業者と業務提携する場合に手数料及び返戻金に関する事項

ハ　苦情の処理に関する事項

ニ　求人者の情報（職業紹介に係るものに限る。）及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

このうち、イは、職業紹介事業の実施範囲を確定する極めて重要な明示事項である。

ただし、職業紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめこれらの方法によることができない場合において、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示したときは、この限りではない。

この場合の「書面」とは、直接書面を交付する方法や郵送により交付する方法をいい、ファクシミリや電子メール等は該当しないものであること。

また、ファクシミリを利用する方法又は電子メール等を利用する方法が認められるのは、書面の交付を受けるべき者が、ファクシミリを利用する方法又は電子メール等を利用する方法（ファクシミリ又は電子メール等の受信者がその記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。以下同じ。）を希望した場合に限られるものであること。

ファクシミリを利用する方法についてはファクシミリ装置により受信したときに、電子メール等を利用する方法については明示を受けるべき者の使用に係る通信端末機器に備えられたファイルに記録したときに到達したものとみなされるものであること。

こまた、書面の交付を受けるべき者が、ファクシミリを利用する方法又は電子メール等を利用する方法を希望するときは、当該方法を希望する旨及び希望する電子メール等の方式（電子メール・SNS メッセージ等の電気通信の方式、添付ファイルを使用する場

合のソフトウェアの形式及びバージョン等）を書面の交付を行うべき者に対して明示することとする。

（注）「電子メール等」とは

「電子メール等」とは、「電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信」をいう。

この「その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信」とは、具体的には、LINE や Facebook 等の SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）メッセージ機能等を利用した電気通信が該当すること。

また、電子メール等により行う労働条件等の明示等の求職者への明示については、当該明示又は説明された事項を求職者がいつでも確認することができるよう、当該求職者が保管することのできる方法により明示する必要がある。このため、電子メール等については、当該求職者が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成できるものに限ることとしている。この場合において、「出力することにより書面を作成することができる」とは、当該電子メール等の本文又は当該電子メール等に添付されたファイルについて、紙による出力が可能であることをいうが、労働条件等の明示等を巡る紛争の未然防止及び書類管理の徹底の観点から、書面等に記入し、電子メール等に添付し送信する等、可能な限り紛争を防止しつつ、書類の管理がしやすい方法とすることが望ましい。

なお、これらのサービスによっては、情報の保存期間が一定期間に限られている場合があることから、求職者が内容を確認しようと考えた際に情報の閲覧ができない可能性があるため、職業紹介事業者は、当該明示を行うにあたっては、求職者に対し、当該明示の内容を確認した上でその内容を適切に保管するよう伝えることが望ましい。また、仮に保存期間が経過するなど、求職者が内容を確認することなく必要な情報が削除されてしまった場合には、職業紹介事業者は、求職者の求めに応じて、再度その情報を送信するなど適切に対応することが望ましい。

(5) その他

求人者及び求職者にとって、特定地方公共団体が取扱職種の範囲等を定めているか否かについては極めて重要な情報であることから、管轄労働局は、特定地方公共団体が取扱職種の範囲等を定めた場合には、当該特定地方公共団体のホームページ上で公表又は事業所内での掲示等により周知するよう勧奨するとともに、通知を受けた取扱職種の範囲等については、人材サービス総合サイトにおいて公表されることを特定地方公共団体にあらかじめ伝えること。また、５の(1)のイに関し、法第５条の６の規定による求人受理義務、法第５条の７の規定による求職受理義務が全職業・全地域の求人・求職について課されるものであるので、これを特定地方公共団体に説明を行い、取扱職種の範囲等を定めるか否かについて任意で判断を促すこと。